

# 狛江市立古民家園公式Xアカウント運用ポリシー

令和6年4月26日

## (目的)

第1条 このポリシーは、狛江市ソーシャルメディア活用ガイドライン（令和4年5月26日策定。以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき、狛江市教育委員会教育部社会教育課（以下「社会教育課」という。）がXを市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて使用する用語の定義は、ガイドラインで定めるところによる。

## (運用・管理主体)

第3条 狛江市立古民家園公式X（以下「古民家園公式X」という。）は、狛江市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が発信主体となり、社会教育課が運用する。

2 古民家園公式Xのアカウントの登録、情報発信、情報管理等、運用の適切な管理運営を行うため、管理者を置き、社会教育課長をもって充てる。

## (アカウント)

第4条 古民家園公式Xのアカウント登録内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユーザー名 komae\_muikara
- (2) 登録メールアドレス bunkat@city.komae.lg.jp
- (3) その他の事項については、社会教育課長が別に定める。
- (4) パスワードは、他のソーシャルメディアのパスワードと同一又は類似しないものとする。

## (発信する情報)

第5条 古民家園公式Xは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 施設案内や事業案内等、狛江市立古民家園に関する情報
- (2) 文化財の保護・保存及び活用に関する情報
- (3) その他社会教育課長が適当と認める情報

2 発信した情報に誤りがあった場合は、直ちに当該情報を削除するとともに、訂正した情報を改めて発信する。

## (制限事項)

第6条 古民家園公式Xの運用に当たり、次の各号に掲げる事項は行わないものとする。

- (1) 投稿者の投稿表示（フォロー）を行うこと。ただし、他課が運用する市公式アカウントやその他の公共機関等が運用する公式アカウントで、フォローすることにより

市民への有益な情報提供に有効であると社会教育課長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 他の投稿者のポストを再投稿（リポスト）すること。ただし、他課が運用する市公式アカウントやその他の公共機関等が運用する公式アカウントのポストで、リポストすることにより市民への有益な情報提供に有効であると社会教育課長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 投稿者に対し、返信（リプライ）を行うこと。

(4) 特定の事業者又は個人に対する連絡手段として使用すること。

(なりすまし等の防止)

第7条 第三者によるなりすましやその他の不正な行為（以下「なりすまし等」という。）を防止するため、古民家園公式Xのアカウント情報を市教育委員会公式ホームページ（以下「市教育委員会ホームページ」という。）に常時掲載し、市教育委員会の公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、直ちに市教育委員会ホームページ等において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(アカウントの停止)

第8条 Xのシステム上の問題や運用に支障を来す事態が発生する等、古民家園公式Xを継続して運用することが困難となったときは、市教育委員会ホームページ等においてその理由を明示し、アカウントを停止することができる。

(遵守事項)

第9条 古民家園公式Xの運用に当たっては、市が別に定めるガイドラインを遵守する。

(その他)

第10条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。